

## 今月のトピックス

令和5年7月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088  
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811  
QRコードで弊社HPへアクセスできます。  
【今月の担当：中迫】



### 【健康保険の加入手続きにおけるマイナンバーの記載について】

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第81号)が公布され、令和5年6月1日から施行されました。これにより、**資格取得届および被扶養者異動届についてマイナンバーの記載義務が明文化**されました。詳細につきましては、協会けんぽおよび各健康保険組合ホームページにてご案内しておりますので、ご確認ください。

医療機関では、マイナンバーと連携した「**オンライン資格確認等システム**」にて資格確認が行われています。

#### オンライン資格確認等システムのしくみ



【厚生労働省】健康保険の加入手続きには・・・

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000821963.pdf>

【厚生労働省】オンライン資格確認に関する特設ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08544.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html)

左図にあるように、届出を受けた協会けんぽおよび健康保険組合が中間サーバーに加入者情報を登録しています。

今後、加入される方については、「資格取得届」「被扶養者異動届」に記載されたマイナンバーに基づき、中間サーバーに登録することが原則となりました。

**マイナンバーを記載しない場合、オンライン資格確認等システムにデータが登録されていないため、健康保険の資格確認に支障が生じる可能性があります。**

### 【健康保険組合のマイナンバーの点検について】

マイナンバーカードの健康保険証利用については、今般、別の方の資格情報に紐付けられた事案が、続けて発生しております。こうした問題を受け、厚生労働省は、2つの対策を講じることとし、協会けんぽおよび健康保険組合など全国の保険者に、マイナンバーの登録方法の点検を要請すると発表、令和5年5月23日付で通知いたしました。

原因)マイナンバー不明時に、本来とは異なった方法にて事務処理を行った。(例：一部情報のみの一致確認で登録)

※マイナンバー不明時は、通常、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所の一致を確認する必要があります。

対策①全保険者に対して、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で、事務処理を行っていなかったか点検を行い、該当するものがある場合には、改めて5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)の一致などの確認を要請。

対策②これまで登録された加入者情報について、誤りがないかを確認するため、現在、オンライン資格確認等システムに登録されているデータ全体について、住民基本台帳情報と照合し、5情報の一致状況を確認。

この厚生労働省の通知に基づき、健保組合では、現在、過去に登録した加入者の資格情報等について、点検を行っています。

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)照会により、**5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)の一致が確認できない加入者については、加入者本人の「マイナンバーカードの写し」または「マイナンバーが記載された住民票の写し」の提供を事業主に求める場合があります。**

正しいマイナンバー登録のため、健保組合から提供を求められることも考えられますので、ご承知おきください。(協会けんぽにつきましては、現在、マイナンバー点検が行われることは決定しておりますが、詳細は未定のため、決まり次第、ご案内させていただきます。)

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

夏季休業のお知らせ 弊社8月11日～8月16日は夏季休業とさせていただきます。